

岩手県教育委員会の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第4号

岩手県教育委員会の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市町村が処理することとする事務の範囲)</p> <p>第2条 条例別表第1の6の2の項の規則で定めるものは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号）第12条の規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額額の認定並びに第12条の2の規定による確認</p> <p>(2) 住居手当に関する規則（昭和49年岩手県人事委員会規則第38号）第5条第1項の規定による住居届の受理、第6条の規定による届出に係る事実の確認及び住居手当の月額額の決定又は改定、第7条の規定による家賃の額に相当する額の算定並びに第9条の規定による確認</p> <p>(3) 通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）第3条の規定による通勤届等の受理、第4条の規定による届出に係る事実の確認及び通勤手当の月額額の決定又は改定並びに第11条の規定による確認</p> <p>第4条 条例別表第2の36の5の項の規則で定めるものは、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員に係る次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 単身赴任手当に関する規則（平成2年岩手県人事委員会規則第1号）第7条第1項の規定による単身赴任届の受理、第8条の規定による届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額額の決定又は改定並びに第10条の規定による確認</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(市町村が処理することとする事務の範囲)</p> <p>第2条 条例別表第1の6の2の項の規則で定めるものは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号）第12条の規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額額の認定並びに<u>同規則</u>第12条の2の規定による確認</p> <p>(2) 住居手当に関する規則（昭和49年岩手県人事委員会規則第38号）第5条第1項の規定による住居届の受理、<u>同規則</u>第6条の規定による届出に係る事実の確認及び住居手当の月額額の決定又は改定、<u>同規則</u>第7条の規定による家賃の額に相当する額の算定並びに<u>同規則</u>第9条の規定による確認</p> <p>(3) 通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）第3条の規定による通勤届等の受理、<u>同規則</u>第4条の規定による届出に係る事実の確認及び通勤手当の月額額の決定又は改定並びに<u>同規則</u>第11条の規定による確認</p> <p>第4条 条例別表第2の36の6の項の規則で定めるものは、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員に係る次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 単身赴任手当に関する規則（平成2年岩手県人事委員会規則第1号）第7条第1項の規定による単身赴任届の受理、<u>同規則</u>第8条の規定による届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額額の決定又は改定並びに<u>同規則</u>第10条の規定による確認</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。